HERO 訪問看護ステーション

重要事項説明書 (医療保険用)

1 事業所の概要

事業者名称	株式会社 SUM MEDICAL	
代表者氏名	岩﨑 郁和	
本 社 所 在 地 大阪府大阪市西区立売堀 1-3-17		
(連絡先及び電話番号等) TEL: 06-6782-5955		
法人設立年月日 令和2年 7月 31日		

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	HERO 訪問看護ステーション		
ステーションコード	2765091422		
事業所所在地	大阪府東大阪市森河内東 1-28-14-2 F		
連 絡 先	TEL: 06-6782-5955		
相談担当者名	(管理者 喜田 麗)		
事業所の通常の事業の実施地域	東大阪市、大阪市(城東区、鶴見区、東成区)		

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	訪問看護の適正かつ円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び 人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1. 利用者の状態が悪化となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2. 利用者の状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4. 利用者の所在する医療機関、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5. 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。 6. 前5項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に定める条例」(平成24年大阪府条例第115号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする

(3) 営業日時

<u> </u>		月曜日から金曜日(但し、祝日、8月13日から8月15日まで及び12月
営業	П	30 日から1月3日までを除く)
\\ \\ □	L 88	午前 9時00分から午後6時00分 ただし利用者の希望に応じてサービ
営業	上 間	スの提供については、24 時間対応可能な体制を整えるものとする。

(4)事業所の職員体制

管理者	但"跸石	看護師	喜田					
-----	------	-----	----	--	--	--	--	--

職種	職務内容	人員数
管理者	業務全般の管理	常 勤 1名
サービス担当職員 (看護師・准看護師)	サービス提供	常 勤 2名 非常勤 3名

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容					
	具体的な訪問看護の内容。					
	①病状・障害の観察					
	②清拭・洗髪等による清潔の保持					
	③食事及び排泄等日常生活の世話					
	④褥創の予防・処置					
計明手端の担併	⑤リハビリテーション					
訪問看護の提供	⑥ターミナルケア					
	⑦認知症患者の看護					
	⑧療養生活や介護方法の指導					
	⑨カテーテル等の管理					
	⑩その他医師の指示による医療処置					
	①訪問看護報告書の作成					

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額 交通費・キャンセル料・お支払い方法について 別紙1表記
- 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問	1	相談担目有以治	音口 毘
利用有りに事情により、担当りる前向	2	連絡先電話番号	06-6782-5955
看護員の変更を希望される場合は、	_	之相 20 电阳 田 7	00 0102 0000
		ファックス番号	06-6782-8791
右のご相談担当者までご相談ください。	2	三十口 ガッド三十吐 目	₩ □ 0 . 00 ~ 10 . 00
	O	受付日及び受付時間	平日9:00~18:00

※担当する看護職員しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制

喜田 麗 06-6782-5955 06-6782-8791

などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 喜田 麗

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待 を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	 ①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

7 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主	主治医名	
	医療機関名	
主治医	所在地及び連絡先	
≻ 11	緊急連絡先(続柄)	
家族	住所	
	電話番号	

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社

保険名訪問看護事業者賠償責任保険

補償の概要 訪問看護事業者向け損害賠償

9 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

11 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

12 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置 します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

	所 在 地 東大阪市森河内東 1-28-14
【事業者の窓口】	電話番号 06-6782-5955
HERO 訪問看護ステーション	ファックス番号 06-6782-8791
	受付時間 9:00~18:00
【去町井(伊吟老)の空口】	所 在 地 東大阪市荒本北 50-4
【市町村(保険者)の窓口】	電話番号 06-4309-3185
東大阪市役所 健康福祉部局	ファックス番号 06-4309-3814
高齢者介護室 高齢介護課	受付時間 月曜日~金曜日 9:00~17:30
【市役所の窓口】	所在地 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331
大阪市福祉局	電話番号 06-6241-6310
	ファックス番号 06-6241-6608
高齢施策部介護保険課	受付時間 月曜日~金曜日 9:00~17:30
	所 在 地 大阪市中央区常磐町 1-3-8
【公的団体の窓口】	電話番号 06-6949-5418
大阪府国民健康保険団体連合会	ファックス番号 06-6949-5417
	受付時間 月曜日~金曜日 9:00~17:00

13 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日		年	月	日
-----------------	--	---	---	---

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	大阪府東大阪市森河内東 1-28-14	
事	法 人 名	株式会社 SUM MEDICAL	
業	代表者名	岩﨑 郁和 印	
者	事業所名	HERO 訪問看護ステーション	
	説 明 者 氏名	印	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

1 .1 □ + 7 .	住 所	
利用者	氏 名	印

/b.rm /	住 所	
代理人	氏 名	印